

市営住宅小柳第一団地跡地の売却について

1 経緯

小柳第一団地建替事業は、昭和47年度から49年度にかけて建設された既存団地を、国の補助金を活用し、隣接する県営住宅小柳団地と一体的に建替により更新するもので、平成20年度から開始し、令和5年4月をもって、老朽化した既存建物の全てが更新された。

当該事業においては当初5棟建築の予定であったが、令和3年3月の「青森市公営住宅等長寿命化計画」策定に当たり、将来的な公営住宅施策対象世帯の需要と、各団地の将来的な事業手法選定結果を反映させた住宅供給量を推計した結果、令和12年度までの計画期間及び今後20年間の中長期見通しにおいても、需要に対する住宅供給量は確保されていることにより3棟へ変更したため、余剰地が発生したものの。

2 売却予定地

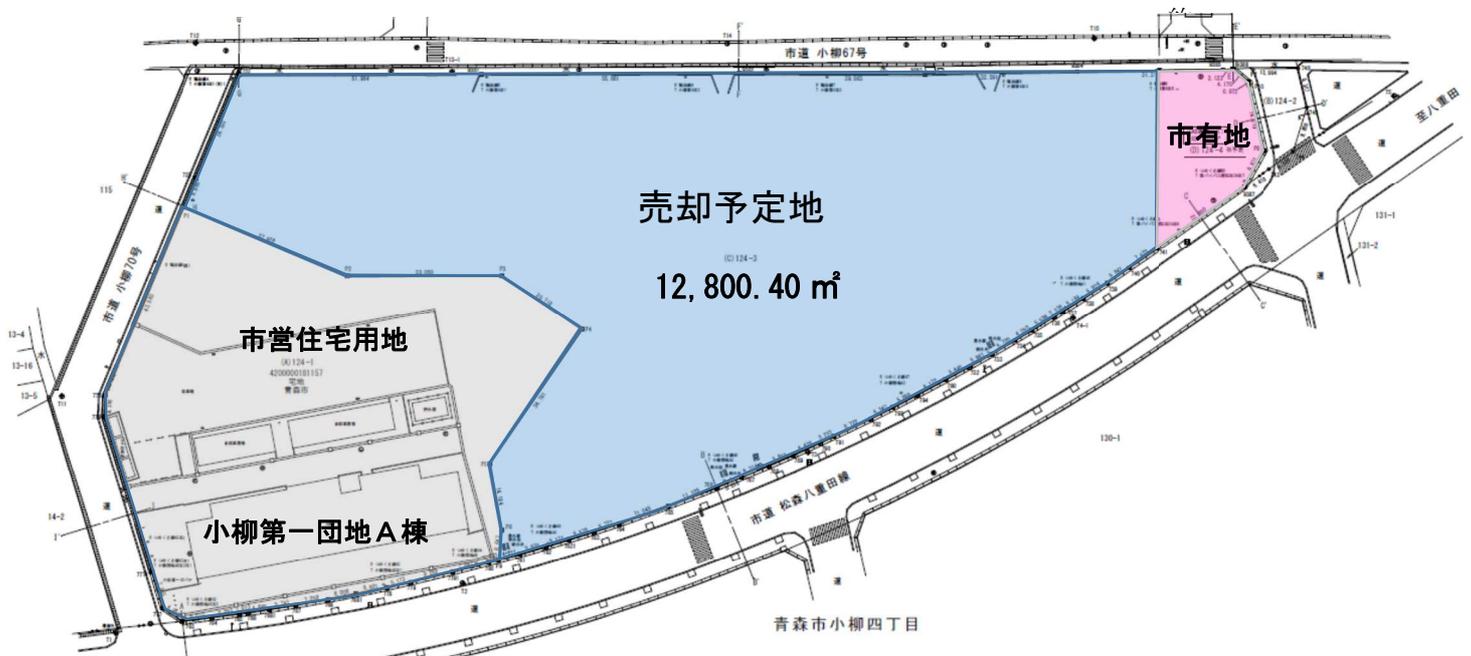
所在及び地番：青森市小柳3丁目124-3 地積：12,800.40㎡ 地目：宅地
用途地域：第1種中高層住居専用地域

3 今後の方針

- 「青森市ファシリティマネジメント推進基本方針」にのっとり、余剰地は処分する。
- 全庁照会の結果、活用希望なしであった。
(「市営住宅小柳第一団地余剰地の活用希望調査」令和4年1月と令和5年12月の2回実施)
- 一般競争入札を行い売却する予定。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年度 売却に向けた土地鑑定評価
一般競争入札の公告（跡地売却）
令和7年度 本契約（議決後）



【建築物の用途制限】第1種中高層住居専用地域

○建築できるもの

住宅、共同住宅、病院、診療所、保育所、店舗兼用住宅（店舗部分50㎡以下）、物品販売店舗（500㎡かつ2階以下）、飲食店（500㎡かつ2階以下）、老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、児童厚生施設 等

○建築できないもの

事務所、ホテル・旅館、バー、ナイトクラブ、カラオケボックス、劇場、映画館、集会所、冠婚葬祭場、ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、工場 等